

1 計画の目的

本計画は、平塚市環境基本条例第8条に基づき、本市における環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定しました。

また、これまで、環境基本計画と、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地球温暖化対策実行計画は、一定の領域において政策が重複し、関連性の高い計画であるにもかかわらず、進行管理等をそれぞれ行ってきました。本計画の策定にあたり、両計画を融合し、計画のわかりやすさを向上させるとともに、環境施策の効果的効率的な推進を図ります。

新たな環境基本計画の個別施策については、事業計画に規定しました。このため、事業計画には、地球温暖化対策実行計画の個別施策も含めて規定しています。

2 計画期間

本計画の計画期間は、平成29（2017）年度から平成38（2026）年度までとしますが、環境問題をとりまく社会情勢の変化などに合わせ、概ね5年毎に見直します。また、事業計画は、前期5年間、後期5年間の計画として策定します。

3 計画の対象範囲

本計画の対象地域は市全域とし、対象とする環境の範囲は、次表に示すとおりです。

分野	主な構成要素
生活環境	典型7公害（大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）、都市生活型公害、廃棄物、化学物質 等
自然環境	動植物・生態系、生物の生育・生息環境、海岸、水辺と緑、自然とのふれあい 等
都市環境	公園・緑地、清掃・美化、歴史・文化、まちづくり、景観 等
地球環境	資源・エネルギーの利用、地球温暖化、その他の地球環境問題 等
環境保全活動	啓発・環境情報、環境教育・環境学習、環境保全活動 等

また、本計画は、地球温暖化対策実行計画を含んだ計画となっています。本計画において対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律における温室効果ガスとしますが、主に特定事業所等で使用されているものなど、市民生活と直接関係しない温室効果ガスもありますので、必要な範囲で対策に取り組むこととします。

【地球温暖化対策の推進に関する法律における温室効果ガス】

二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、
ハイドロフルオロカーボン (HFC)、パーフルオロカーボン (PFC)、
六フッ化硫黄 (SF₆)、三フッ化窒素 (NF₃)

4 環境基本計画のめざすもの

本計画では、「めざすべき環境像」と、めざすべき環境像の実現に向けた基本方針を掲げています。

【めざすべき環境像】

地球にやさしい、自然にやさしい、人にやさしいまち ひらつか

【基本方針】

環境保全・創造への
参加と協働

自然と人との共生の
確保

地球にやさしい社会の
実現

【めざすべき環境像】

【基本方針】

基本方針 1：環境保全・創造への参加と協働

基本方針 2：自然と人との共生の確保

基本方針 3：地球にやさしい社会の実現

【環境の分野別の方針】

生活環境 分野 自然環境 分野 都市環境 分野 地球環境 分野 環境保全 活動分野

【環境の分野別の個別施策】

重点テーマ 1

重点テーマ 2

重点テーマ 3

5 重点テーマ

3つの基本方針を、より具体的に施策に反映させるため、平塚市の主要課題を踏まえて、多岐にわたる施策の中でも特に重点的に取り組む3つの重点テーマを設定しました。

重点テーマ1	「環境市民」が活躍する地域づくり
重点テーマ2	自然環境が有する機能・魅力の活用
重点テーマ3	低炭素社会・循環型社会の形成による持続可能な社会

6 温室効果ガス削減目標

本計画は、地球温暖化対策実行計画を含んだ内容となっているため、温室効果ガス削減目標について規定しています。なお、本市における温室効果ガスは、二酸化炭素が約99%を占めていることから、二酸化炭素の排出量について目標を置くこととし、その他の温室効果ガスは排出量が極めて少ないため、目標を設定していません。

平塚市の温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の削減目標

市域全体の削減目標	平成38（2026）年度までに平成25（2013）年度比18.5%削減
部門別削減目標	平成38（2026）年度までに部門別排出量を削減〔平成25（2013）年度比〕 産業部門：産業部門の排出量を5.0%削減 業務部門：業務部門の排出量を30.4%削減 家庭部門：家庭部門の排出量を30.1%削減 運輸部門：運輸部門の排出量を21.1%削減 廃棄物部門：廃棄物部門の排出量を5.1%削減

※本計画では、平成42（2030）年度において平成25（2013）年度比26%削減を目標とした国の地球温暖化対策計画等を踏まえ、国の目標における二酸化炭素排出削減率を本市において達成するように目標を設定しました。ただし、国の中期目標は、平成42（2030）年度までの削減率ですので、本市では、平成38（2026）年度時点までに必要な二酸化炭素削減率を目標としました。

7 環境の分野別の取組

本計画では、「生活環境分野」、「自然環境分野」、「都市環境分野」、「地球環境分野」及び「環境保全活動等」の5つの分野において取り組んでいく分野別の施策を定めます。分野ごとに、施策の方向性を規定し、具体的な施策については、事業計画に規定しています。

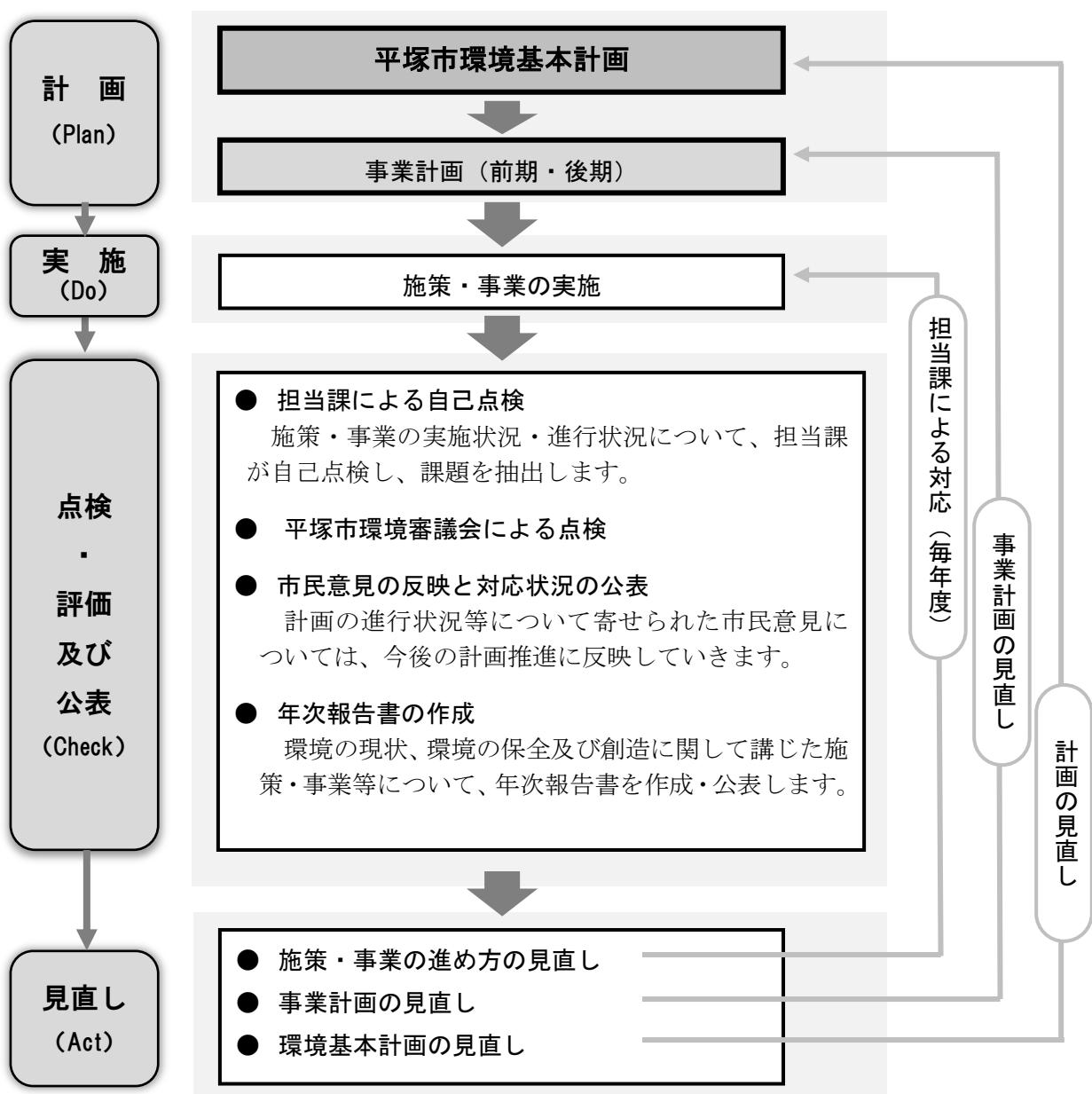
分 野	施 策 の 柱	施 策
1 安全な生活 環境を確保 します (生活環境分野)	1－1 大気環境・水環境を保全します	<ul style="list-style-type: none"> ・大気環境の保全対策の促進 ・水環境の保全対策の促進
	1－2 安全で快適な生活環境を確保します	<ul style="list-style-type: none"> ・化学物質対策の促進 ・土壤汚染・地下水汚染への対応 ・騒音・振動・悪臭・地盤沈下に対する取組
2 自然環境を 保全・再生し ます (自然環境分野)	2－1 生物多様性を保全します	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性の保全対策の推進
	2－2 里山を保全・再生します	<ul style="list-style-type: none"> ・里山の保全・再生とふれあいの推進
	2－3 水辺の自然を再生します	<ul style="list-style-type: none"> ・川や海の自然環境の再生とふれあいの推進
	2－4 農地を保全・活用します	<ul style="list-style-type: none"> ・農業の活性化、農業とのふれあいの推進 ・環境に配慮した農業の推進
3 快適な都市 環境を保全 ・創造します (都市環境分野)	3－1 うるおいとやすらぎのあるまちをつくります	<ul style="list-style-type: none"> ・みどりのネットワークの形成 ・さわやかで清潔なまちづくりの推進 ・平塚らしい景観のあるまちづくりの推進
	3－2 環境共生型のまちをつくります	<ul style="list-style-type: none"> ・環境共生モデル都市の形成 ・交通の円滑化の推進 ・ヒートアイランド対策の推進
4 地球環境保 全へ貢献し ます (地球環境分野)	4－1 低炭素社会の実現に 向けて取り組みます	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギー・高効率な省エネルギー機器等の導入促進 ・暮らしや事業活動における環境への配慮の促進 ・市の事業活動における環境への配慮
	4－2 循環型社会の実現に 向けて取り組みます	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の発生抑制・資源化・適正処理の推進 ・不法投棄防止対策の推進
5 市民・事業者 等による環境 保全活動を促 進します (環境保全活動等)	5－1 環境教育・環境学習を 推進します	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園・小中学校などにおける環境教育の充実 ・地域における環境教育・環境学習の充実
	5－2 市民等の取組や連携 を支援します	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動や企業の取組に対する支援

8 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、平塚市環境審議会において、進行状況の点検・評価、課題の解決に向けた調整等を行い、計画に位置づけた施策の着実な推進を図ります。

9 進行管理のしくみ

●本計画の進行管理



以上